

新宿区暴力団排除条例

平成24年10月15日

条例第59号

(目的)

第1条 この条例は、新宿区（以下「区」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、区民等の安全で平穏な生活を確保すること及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 区民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者、区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体並びに区内に滞在する者
 - イ 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体及び事業を行う場合における個人
- (5) 暴力団排除活動 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより区民等の生活又は区内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が区民等の生活及び区内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、区、区民等、警察及び法第32条の3第1項の規定により東京都公安委員会から東京都暴力追放運動推進センターとして指定を受けた団体その他の暴力団排除活動の推進を目的とする機関又は団体（以下「都暴追センター等」という。）の相互の連携及び協力により推進するものとする。

(適用上の注意)

第4条 この条例の適用に当たっては、区民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(区の責務)

第5条 区は、区民等の協力を得るとともに、警察及び都暴迫センター等との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進するものとする。

(区民等の責務等)

第6条 区民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

- (1) 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区、警察又は都暴迫センター等に当該情報を提供すること。
- (2) 区が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力すること。
- (3) 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

2 青少年(18歳未満の者をいう。以下同じ。)の教育又は育成に携わるものは、青少年が、暴力団が区民等の生活及び区内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入すること及び暴力団員による犯罪の被害を受けることのないよう、青少年に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第7条 区民等は、債権の回収、紛争の解決等のために、暴力団員を利用すること、自己が暴力団員と関係があることを認識させること等による相手方に対する威圧その他の暴力団の威力を利用してはならない。

(暴力団等に対する利益の供与の禁止)

第8条 区民等は、暴力団の威力を利用し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することを目的として、暴力団若しくは暴力団関係者又はこれらのものが指定した者に対して金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(区の行政対象暴力に対する措置)

第9条 区は、法第9条第21号から第24号まで、第26号及び第27号に掲げる行為その他の行政対象暴力(暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区又は区の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。)を防止し、区の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、具体的な対応方針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(区の事務事業に係る措置)

第 10 条 区は、公共工事、補助金、交付金等の交付その他の区の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設における措置)

第 11 条 区長若しくは新宿区教育委員会又は指定管理者(区が設けた地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第 1 項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行わせる同法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の利用について、その目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものと認めるときは、当該利用の申請を承認せず、又は当該利用の承認を取り消すものとする。

2 前項の規定により行われた公の施設の利用の不承認又は利用の承認の取消しについては、当該公の施設の管理に関し定める新宿区条例の規定により行われたものとみなして、当該新宿区条例の規定を適用する。

(生活保護に係る措置)

第 12 条 区長は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、同法による保護を申請し、若しくは申請しようとし、又は現に同法による保護を受けている者が、その申立ての内容及び態度その他の諸般の事情を勘案して暴力団員と疑われる場合には、必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第 13 条 区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察及び都暴追センター等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

(区民等に対する支援)

第 14 条 区は、区民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察及び都暴追センター等と連携し、区民等に対し、相談、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年の教育等に対する支援)

第 15 条 区は、青少年の教育又は育成に携わるものが第 6 条第 2 項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、警察及び都暴追センター等と連携し、職員の派遣、相談、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(区民等の安全で平穏な生活等の確保のための措置)

第 16 条 区長は、区の施設において行われる行事に対する暴力団員の関与その他暴力団の威力を示して行う行為(以下「示威行為」という。)があると認めるときは、警察に対し、区民等の安全で平穏な生活等を確保するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

2 区長は、公共の場所(区の施設を除く。)において行われる行事に対する示威行為があると認めるときは、当該公共の場所の管理者と連携を図り、区民等の安全で平穏な生活等を確保するために適切な対応を取るよう努めなければならない。

(個人情報提供)

第 17 条 新宿区個人情報保護条例(平成 17 年新宿区条例第 5 号)第 2 条第 1 項に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)は、この条例に基づき暴力団排除活動を推進するため、必要に応じて、警察、都暴追センター等及び区民等から必要な個人情報(同条第 2 項に規定する個人情報をいう。)の提供を受けることができる。

2 実施機関は、この条例に基づき暴力団排除活動を推進するため必要があると認めるときは、保有個人情報(新宿区個人情報保護条例第 2 条第 3 項に規定する保有個人情報をいう。)を警察に提供するものとする。

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。